

# 春夏秋冬 四国88ヶ所2巡目お遍路の旅から授けられること

この度、香川のさぬき市で民泊を開始したのに当たり、その立ち上げ準備等の行き来のついでに、兼ねてから考えていた2巡目のお遍路を実行し、先月無事満願しました。その後、最後高野山に行って「承認」を得て結願となります。

実は、今回も初回と同じレンタカーでの巡業でしたが、それでも毎日朝7時から夕方5時までフルに回って通算で12日間を要しました。ただ、そのうち外泊は3日で、残りはさぬき市の拠点や実家のある京都からの移動で、ほぼ4万円の宿代が浮いた計算になります。(笑)



そして、今回は白衣に88寺院の朱印を施すのが目的で、人がそれを着て死出に旅立つというのが望みのひとつであり、早速母親に試着させたところたいそう喜んでいました。あとまだ2着あるので親戚のおばと自分用に取っておこうと思います。(笑)

また、これで終わりではなく、50回を目標に頑張ろうかと思っており、まだまだ朱印白衣を用意できます。ご希望の方は先着順?でお差し上げ致しますので遠慮なくお申し付けください。

さて、ここからが本題ですが、お遍路をしていると最初は気付かないのですが段々と自分の中から湧き上がってくる「お告げ」のようなものがあるのです。それは、まずお参りの方法には決まりがあり、礼をして山門くぐり御手を清めたら先に本堂に生き、献灯してその火で3本焼香する。そのあと祈願を書いたお札を納めて賽銭入れたら寺ごとの真言を3回唱え、お祈りをして住所氏名をいう。次に太子堂に行き同じ手順ですが、真言のところは「南無大師遍照金剛」となります。最後に納経所で朱印帳や白衣など各自のものに朱印を頂く。というのが基本的な順序です。

人によっては般若心経を唱えたり、他のお堂も回ったりとそれぞれですが、要するに自分の定型を実行することが重要となります。しかし、これがなかなか難しく、逆になったり途中で抜けたりと思うようにいかないことがよくあります。ただ、それを絶えず繰り返す行おうとすることが大事で、そのうちだんだんと気付くことが出てきて何らかの悟りが開けてきます。

それは人によってそれぞれ違い、ある人は「自分はこれまでずいぶん気負っていた。これからはもう少し楽に考えよう」だったり、またある人は「見えない先のことをあれこれ憂いても仕方がない、それより今日一日を大切に生きよう」とか、また今回私の場合は「裏切る人は自分が決めたことに背くことになる。一方、人への施しは相手のためよりも自分が生の執着と死への不安から解放される」ということです。それらは、どこに書いてあるわけでもなく、誰かに聞けるわけでもなく、自分の中からこみ上げて来るものだけに不思議です。そして、それらは1つだけでもなく、いつも同じでもなく、その度変化し、増えていくから正に研修のようでもあります。おそらく、既に自分が分かっているその時必要な「教え」が、ルーチンの中から顕在化されるのでしょう。

いかに、不断の行いが自分を助けるために大事かを思い知らされます。だからかどうか、今回も団体から外国人から、自転車から歩きからたくさんの人を見かけました。

皆さんも、是非ともこの未知なる体験をお勧めします。今度お遍路ツアーも企画しますのでご一緒しましょう! 私1度はそのうち1,200キロの全行程を歩いて達成したいのですがね。聞くところによると成人で、最低でも年齢だけの日数がかかるそうですが。(笑)



## かくしん労務

「課題解決と要望実現」  
一筋で労務管理をリード

### 西田 労務 経営 事務所

〒003-0021  
札幌市白石区栄通7丁目1-10-305  
TEL 011 - 598 - 9203 ・ FAX 011 - 598 - 9206  
mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

事務局

社会保険労務士 西田 雄二  
労働保険事務組合北海道経営者協会

## 後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し

令和4年10月1日より、所得等によって窓口負担が変更となりました!



### I 75歳以上の方等で一定以上の所得がある方の窓口負担が2割に

後期高齢者医療とは、①75歳以上の方、  
②65歳～74歳で一定の障害があると認定された方が加入する医療保険制度となります。後期高齢者医療加入者が医療機関にかかった場合の窓口負担割合は今まで次の2通りでした。

- ①原則の1割負担
- ②現役並み所得者の3割負担

しかし、団塊世代が75歳となり始め、医療費の増大が見込まれることや現役世代の負担を抑えるため、令和4年10月1日より新たに2割負担の対象者が創設されました。

新たに2割負担の対象者となる方は後期高齢者医療被保険者全体の約20%とされ、対象者には1か月の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置もあります。

負担割合の判別方法は次ページにて掲載しておりますのでご確認ください。(次ページに続く)

#### 年代ごとの窓口負担割合

6歳未満	2割負担
6歳～69歳	3割負担
70歳～74歳	3割負担（現役並み所得者） 2割負担（原則）
75歳～79歳	3割負担（現役並み所得者） <b>2割負担（一定以上所得者）</b> 1割負担（原則）



### お知らせ



#### 1. 1期労働保険料のお知らせ

労働保険事務組合に加入されている事業主様におかれましては、1期労働保険料のお知らせを同封しております。口座振替の場合は7月6日引落し、お振込の場合は7月7日までによりしくお願い申し上げます。

#### 2. 社会保険の算定基礎届について

年金事務所より算定基礎届のご案内が届いている時期かと思いますが、当事務所へご依頼頂いている関与先様におかれましては改めて当事務所よりご案内致しますので、それまで保管下さいませようお願い申し上げます。

#### 3. 夏期休業について

8月14日（月）から8月15日（火）までお休みとさせていただきます。緊急時は事務所にお電話頂ければ転送または留守電にて対応致します。

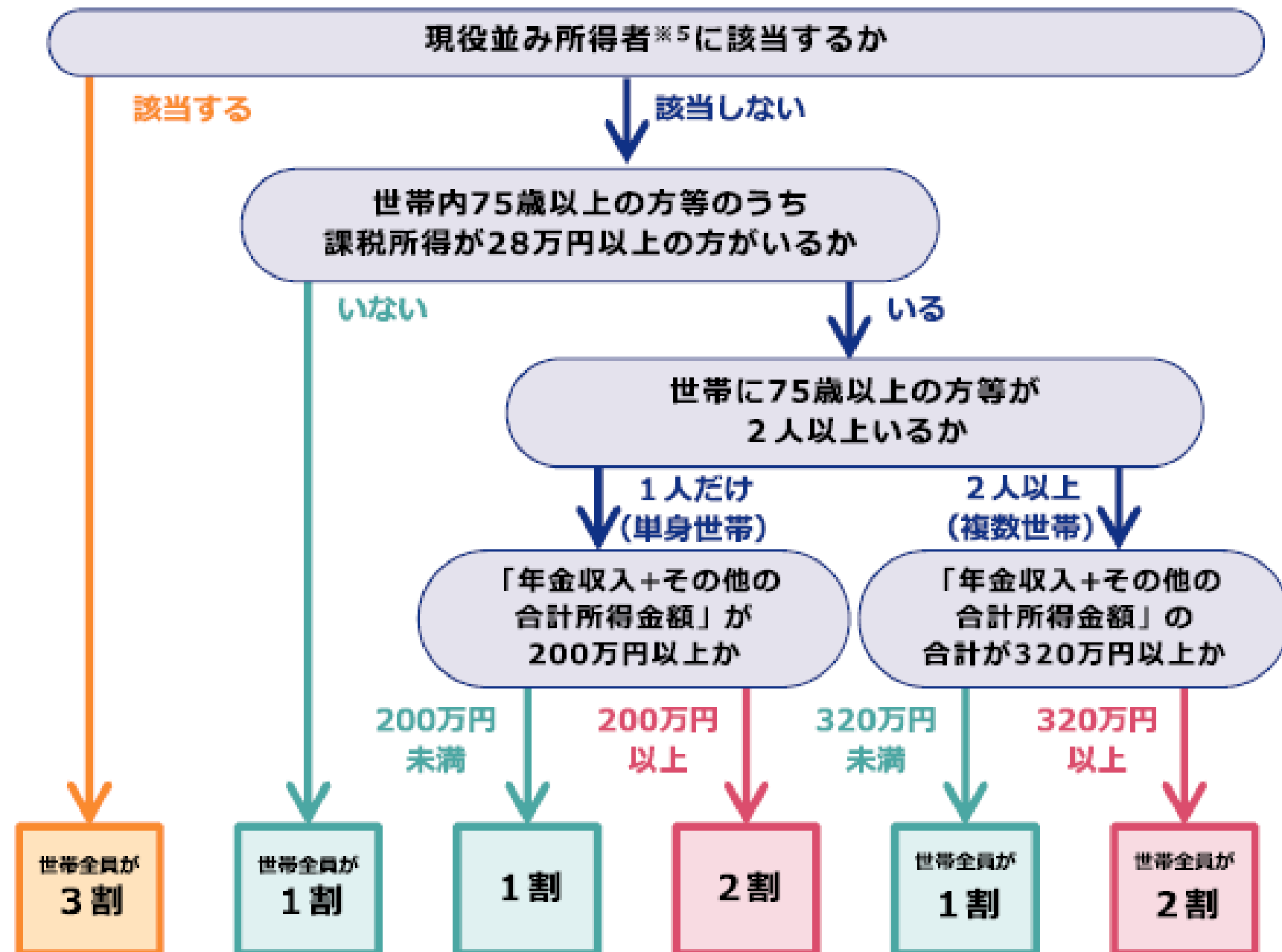
#### 4. 届け出済の協定届控えについて

時間外・休日労働に関する協定届（36協定）及び1年単位の変形労働時間制に関する協定届について、弊社で今年度分の届け出が完了している関与先様におかれましては、控えを同封しておりますので会社で保管願います。



窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等※1の課税所得※2や年金収入※3等（令和3年中のもの）をもとに、世帯単位で判定します。
- 75歳以上の方等で一定以上の所得（課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額※4」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上）がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。



・ 住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

- ※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
- ※5 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります）

札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証

# 育児休業等助成金のご案内

ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を応援します！

ステップ1以上

## 初めての育児休業を取得した男性従業員が出た企業 男性の育児休業取得助成金 10～30万円



支給条件: 初めての育児休業を取得した男性従業員が出たこと。

✓ 育児休業開始日に雇用保険被保険者として雇用されていた男性従業員が勤務を要しない日を除いて5日以上※の育児休業を取得し、復帰後1か月を超えて継続雇用されていること

※育児休業を分割して取得する場合は合算可能

5日以上: 10万円、10日以上: 20万円、1か月以上: 30万円

1企業につき、3人まで助成可能です。



ステップ2以上

## 育児休業取得者の代替要員を初めて雇用した企業 育児休業代替要員雇用助成金 最大60万円



支給条件: 育児休業取得に伴い、企業として初めての代替要員を雇用したこと。

✓ 育児休業等開始日に雇用保険被保険者として雇用されていた従業員が育児休業を3か月以上取得し、復帰後1か月を超えて継続雇用されていること

✓ 代替要員は、育児休業取得者と同一の事業所および事務所で職務を代替し、所定労働時間が概ね同等であること

1企業につき、1回のみ助成です。



ステップ1以上

## 有給の「子の看護休暇」を規定した企業 「子の看護休暇」有給制度創設助成金 10万円



支給条件: 企業として有給の「子の看護休暇制度」を規定し5回以上利用されたこと。

✓ 令和2年4月以降に新たに有給の「子の看護休暇」を就業規則に規定したこと

✓ 休暇取得者が、休暇取得後も継続雇用されていること

1企業につき、1回のみ助成です。

※各種助成金を受けるためには、

「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」の「ステップ1もしくは2以上」の取得が必要です。

※助成金や認証制度について、詳しくは市公式ホームページでご確認ください。

「育児休業取得助成金」は令和4年度をもって廃止いたしました。

【育児休業等助成金について】

札幌市子ども未来局子ども企画課

札幌市 育休等助成金

検索

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階 TEL 211-2982 FAX 211-2943

E-mail: [kodomo\\_jisedai@city.sapporo.jp](mailto:kodomo_jisedai@city.sapporo.jp)

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/wlb-josei.html>

【認証制度について】

札幌市市民文化局男女共同参画課

SAPPORO

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎13階 TEL 211-2962 FAX 218-5164

E-mail: [danjo@city.sapporo.jp](mailto:danjo@city.sapporo.jp)

[http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/wlb\\_katsuyaku/wlbplus.html](http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/wlb_katsuyaku/wlbplus.html)

WORK-LIFE BALANCE



さっぽろ市  
02-G01-22-2732  
R4-2-1889

上記は札幌市独自の補助金となります。

他の市町村でも同様の補助金がある場合もございますので、気になる方はお問合せ下さい。

